

市町村におけるアルコール健康障がい対策の取組みについて

1. 取組み状況

- アルコール健康障がい対策を実施している 30 か所
- アルコール健康障がい対策を実施していない 11 か所

2. 実施内容

(1) 啓発 12 か所

- ・市民健康まつりや健康展でのパネル展示
- ・市政だより等へのアルコールと健康に関する記事の掲載
- ・成人式等を通じて、飲酒による健康影響や適切な飲酒量を掲載した啓発物の配付。
- ・母子保健事業（両親教室、乳幼児健診等）における啓発物の配付。
- ・大学や関係職員向けへの啓発

(2) 健康教育 11 か所

- ・生活習慣病に関する健康講座において、アルコールに関して健康教育
- ・小学生と保護者を対象に講話およびパネル展示、クイズを実施。
- ・食生活改善推進員養成講座での講話を実施。
- ・市内の酒蔵と協力し、健康的な飲酒方法、おつまみの摂り方講義、試飲と試食、酒蔵見学、アルコールパッチテストを実施。

(3) 相談 12 か所

- ・アルコール依存症の方への生活相談、福祉サービスの相談
- ・住民健診結果説明会や健康相談の中で、アルコールに関する相談を実施。

(4) 保健指導 20 か所

- ・特定健診結果説明会での保健指導を実施。
- ・母子保健事業（妊娠届出時、乳幼児健診、妊婦・乳幼児訪問）での保健指導

(5) その他 5 か所

- ・市域の関係機関、団体の情報共有や研修等の実施。
- ・断酒会と市保健所の共催による例会の実施。
- ・健康増進計画において、健康課題のひとつとしてあげている。